

霧島市条例第42号  
平成28年12月26日

霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

## 霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第3条中「霧島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条の2ただし書並びに第3条の3第1項ただし書及び第3号並びに第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条の2第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「第5条」を「次条」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項及び第5項中「第5条第1項」を「次条第1項」に改める。

第5条、第5条の2第4号、第7条並びに第7条の2第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表中

「

専用使用 徴収しない場合	入場料をアマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき190円
		児童生徒	1時間につき100円
		文化的催物に使用する場合	1時間につき370円
		その他の場合	1時間につき740円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般的	1時間につき560円
		文化的催物に使用する場合	1時間につき1,120円
		その他の場合	1時間につき2,230円

一部使用	一般	1人1時間につき20円
	児童生徒	1人1時間につき10円

」

を

「

専用使用 い場合	入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポー ツに使用する場合	一般	1時間につき440円	
		文化的催物に使用する場合	児童生徒	1時間につき220円	
		その他の場合		1時間につき880円	
	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用す る場合		1時間につき1,760円	
一部使用		文化的催物に使用する場合		1時間につき1,320円	
		その他の場合		1時間につき2,640円	
一部使用	バレーボール（1面につき）			1時間につき5,280円	
	バドミントン（1面につき）			1時間につき220円	
	トレーニング室			1時間につき120円	

」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する霧島市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に霧島市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正後の霧島市牧園B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。